

スポーツ審議会 スポーツ基本計画部会における 関係団体ヒアリング資料

令和7年12月22日
公益財団法人日本スポーツ施設協会

■本日の説明内容

1. 本協会が取り組んでいるスポーツ振興に向けた取組
状況・成果
2. 現状において本協会が抱える課題
3. 第4期スポーツ基本計画において期待すること



公益財団法人
日本スポーツ施設協会

1. 本協会が取り組んでいるスポーツ振興 に向けた取組状況・成果

■事業概要

定款に定める目的(わが国における**体育・スポーツ施設の充実**及び**その効果的運営の促進**を図り、もって国民の心身の健全な発達及び豊かな人間性の涵養に寄与する)の達成に向けて、併せて「第3期スポーツ基本計画」に定められた「国民がスポーツを「する」「みる」「さえる」ことを真に実現できる社会を目指す」ための重要な基盤となる**「体育・スポーツ施設」**の環境の整備・充実を下支えし、**「安全・安心で持続可能な体育・スポーツ施設づくり」**に寄与するため、以下の事業を実施している。

1. 本協会が取り組んでいるスポーツ振興 に向けた取組状況・成果

①より良い体育・スポーツ施設の在り方を「掘り下げる」
・全国スポーツ施設研究協議大会
・調査研究事業

②安全で快適なスポーツ活動の推進者を「育てる」
・各種講習会
・資格認定事業

③スポーツ環境改善に貢献した人・団体を「称える」
・スポーツファシリティーズ大賞
・スポーツ施設功労者表彰

④体育・スポーツ施設に関する最新情報を「伝える」
・月刊体育施設
・各種出版、専用サイト

⑤スポーツ活動中の事故、災害に「備える」
・スポーツファシリティーズ保険

⑥施設管理・運営のマネジメントに「役立てる」
・指定管理者外部評価受託事業



公益財団法人
日本スポーツ施設協会

1. 本協会が取り組んでいるスポーツ振興に向けた取組状況・成果

※ 第3期スポーツ基本計画 第3章

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策群において本協会の役割が明記された事項

(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出の【具体的施策】

工 国は、(公財)日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくするため、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等について、東京大会を契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により推進する。

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」における、「質」的充実を図るための【具体的施策】

ク 国は、(公財)日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や、施設の維持管理・運営に関する人材育成、保険制度の普及を図るとともに、施設の構造体・非構造部材の耐震化等の自然災害へのハード・ソフト両面での対応を行い、施設の安全確保を推進する。



公益財団法人
日本スポーツ施設協会

1. 本協会が取り組んでいるスポーツ振興に向けた取組状況・成果

① より良い体育・スポーツ施設の在り方を「掘り下げる」

●施設の安全・快適な管理運営や今後の施設の在り方について研究協議

- ・全国スポーツ施設研究協議大会の開催
- ・全国ブロック別及び都道府県別スポーツ施設研究協議会の共催
※各種研究協議会開催促進のため共催金の交付、要請に応じて講師派遣
- ・本協会として策定に関わった「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック(スポーツ庁策定)」、「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル(東京都等策定)」の活用により、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進に寄与
- ・生涯スポーツ・体力づくり全国会議の主催団体として企画・運営、分科会を担当
- ・全国のスタジアム・アリーナ等の視察会を企画し、スポーツ施設の現状を把握
- ・全国公認スポーツプログラマー研究大会の開催



公益財団法人
日本スポーツ施設協会

1. 本協会が取り組んでいるスポーツ振興に向けた取組状況・成果

② 安全で快適なスポーツ活動の推進者を「育てる」

● スポーツ施設の維持・管理運営に携わる専門人材の養成と全国配置の促進

- ・水泳指導管理士、トレーニング指導士、スポーツ施設管理士、スポーツ施設運営士、上級スポーツ施設管理士、公認スポーツプログラマー、スポーツ救急員公認インストラクターの公認資格者養成(スポーツ庁・JSC後援)
- ・木製床管理者養成講習会の開催(スポーツ庁・JSC後援)
- ・スポーツ施設管理者のための障がい者対応講習会(スポーツ庁・パラスポーツ協会共催)の開催
- ・共催講習会事業及び養成講座認定校事業を通じた人材の養成



公益財団法人
日本スポーツ施設協会

1. 本協会が取り組んでいるスポーツ振興に向けた取組状況・成果

② 安全で快適なスポーツ活動の推進者を「育てる」

公認資格保有者数

資格名	有資格者（名）
公認水泳指導管理士	4,127
公認トレーニング指導士	7,083
公認スポーツ施設管理士	11,459
公認スポーツ施設運営士	4,632
公認上級スポーツ施設管理士	2,807
公認スポーツプログラマー	3,171
公認インストラクター	297

令和7年10月1日現在



公益財団法人
日本スポーツ施設協会

1. 本協会が取り組んでいるスポーツ振興に向けた取組状況・成果

③ スポーツ環境改善に貢献した人・団体を「称える」

- より良いスポーツ施設・環境づくりに貢献した人・団体を表彰し、その取組を広く広報することにより更なる機運の醸成を図る。

・スポーツファシリティーズ大賞 ・スポーツ施設功労者表彰

④ 体育・スポーツ施設に関する最新情報を「伝える」

●月刊誌、専門書籍、各種サイトを通じた情報発信

- ・「月刊体育施設」の発行
- ・「会員施設一覧」を47都道府県スポーツ施設協会(加盟団体)と協力して毎年発行
- ・特別会員部会による調査研究成果に基づき、各種施設・設備に関する安全管理マニュアルや人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック流出抑制に関するガイドライン等の発行、HP掲載による周知
- ・専用(加盟団体・特別会員・各種資格者)サイトを通じた情報提供
- ・木製床の剥離事故に関する情報の提供



1. 本協会が取り組んでいるスポーツ振興に向けた取組状況・成果

⑤ スポーツ活動中の事故、災害に「備える」

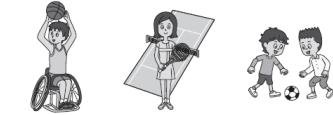
- スポーツ施設に特化したスポーツファシリティーズ保険の加入促進

体育・スポーツ施設等の所有者、指定管理者のみなさまへ 2025年度

4月1日スタート・6月1日スタート

スポーツファシリティーズ 保険制度のご案内

体育・スポーツ施設等の安心と安全をお届けする保険制度です。



指定管理者制度導入により施設所有者と管轄者が異なる場合、
いわゆる本制度にご加入いただければ、共同保険者として
施設所有者と管轄者も本保険対象となりますことができます。

■ 指定管理者制度対応保険
(既存賠償責任保険+スポーツ施設費用保険)
■ スポーツファシリティーズ保険
(既存賠償責任保険+スポーツ施設費用保険)
■ レジャー・サービス施設費用保険
■ 受託者賠償責任保険
■ サイバーリスク保険

[4月1日スタート] 2025年3月14日を締切
[6月1日スタート] 2025年5月15日を締切

上記申込締切日までに **お問い合わせ** 或 **お申込み** をお願いします。
お問い合わせください。

今後重要なご連絡事項がございます。被保険者専用の「仮登録用URL」を記載してお送りいたします。
2025年3月14日(木)午前10時よりお受け取り下さい。

公益財団法人 日本スポーツ施設協会
<http://www.jp-sfa.or.jp>



⑥ 施設管理・運営のマネジメントに「役立てる」

- 指定管理者外部評価事業の利用促進

1. 本協会が取り組んでいるスポーツ振興に向けた取組状況・成果

⑦ 日本スポーツ施設協会の強み

協会の目的に賛同し協会事業を支援する役割を担う約200社の特別会員とそれらの会員で構成する10の部会（「屋外体育施設部会」、「施設用器具部会」、「屋内施設フロア一部会」、「スポーツ照明部会」、「水泳プール部会」、「施設設計監理部会」、「社会体育施設保険部会」、「スポーツ音響部会」、「パラスポート支援部会」、「スポーツICT部会」）が設置されている。

スポーツ基本法にも規定されている「民間事業者等との連携」、「民間の創意工夫等の活用」に関する協力体制は既に整っており、スポーツ施設に関する様々な問題にも速やかな対応が可能である。



2.現状において本協会が抱える課題

●スポーツ関係団体や大学等が本協会所定の認定基準を満たして開催できる「共催講習会事業」や「養成講座認定校事業」の拡充

・居住地域でスポーツ施設管理士・運営士養成講習会を受講できることによる受講者の利便性の向上、各地域に資格者が増加することによる地域スポーツの振興に寄与する。また、「認定校」の場合、在学中に資格取得が可能。

●「指定管理者外部評価事業」の利用促進

・事業者に必要な資質や能力、利用者サービス等における新たな気づきに繋がるとともに、安定的かつ良好な指定管理者であるとの評価・格付けを得れば、地方公共団体、利用者や地域住民へ大きなアピールポイントとなる。



公益財団法人
日本スポーツ施設協会

2. 現状において本協会が抱える課題

● 気候変動の深刻化にも対応した安全・安心な体育・スポーツ施設運営の促進

- ・AEDの取扱いとともに応急処置に対応できる知識を持ったスポーツ救急員公認インストラクターの養成・配置の促進。



● 学校体育施設の有効活用と安全管理の推進

- ・学校部活動の地域展開に伴い、学校体育施設が現在の社会体育施設のような活用も想定されることから、全国スポーツ施設の6割近くを占める学校体育施設の関係者に施設の安全管理や維持・管理運営方法に関する講習会の受講の推進。

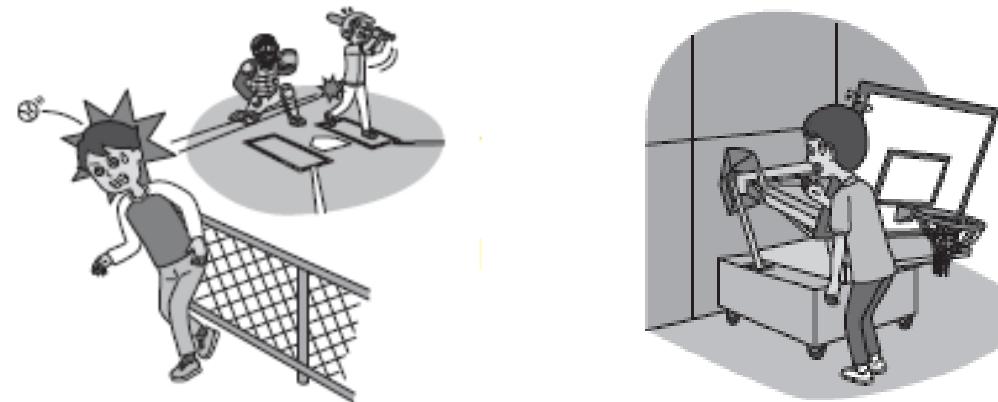


公益財団法人
日本スポーツ施設協会

2. 現状において本協会が抱える課題

● 安全・安心を担保する補償制度の普及・充実

- 施設賠償責任保険の充実(熱中症対応、受託者賠償責任保険等オプションの追加等)と加盟団体等にスポーツ施設の安全な運営とリスクへの備えに関する講習の推進。



公益財団法人
日本スポーツ施設協会

3. 第4期スポーツ基本計画において期待すること

改正スポーツ基本法

- 「する・みる・ささえる」に加えて「集まる・つながる」というキーワードを基本理念に追加

↳ スポーツの価値・機能を拡張し、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化等の社会課題の解決に活かすことを目指した改正が行われた。その基盤となるのは、「体育・スポーツ施設」などスポーツの場の環境整備・充実である。

- 基本法第14条(スポーツ事故の防止等)に、「[気候変動にも対応したスポーツの実施環境の整備](#)」が新たに定められしたこと、[スポーツ権の実質化](#)（スポーツの多様な価値を全ての国民が享受することができる環境の整備）に向け、大前提となる事故防止等の安全確保や暴力・ハラスメント等の問題は、その他のスポーツの力による社会課題の解決に優先して対応すべき基本的事項であるとの認識の下、現在、「[運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン](#)」の策定が行われている。



3. 第4期スポーツ基本計画において期待すること

«スタジアム・アリーナなど新たなスポーツ施設の設置の場合»

民間資金・民間ノウハウの活用や施設の複合化により、賑わいのあるまちづくり、地域活性化の核として重要な役割が期待される。

«地域の既存の体育・スポーツ施設の場合»

厳しい財政状況の下、施設の老朽化対策、安全・安心な施設づくりやユニバーサルデザイン化、人材確保等への対応に加え、自主財源の確保やより一層の効率化が求められている。

安全・安心で持続可能な体育・スポーツ施設づくりを目指すために

- 施設というハード面と施設の維持管理・運営に携わる人材の量的・質的充実が不可欠となる。施設に求められる多様な変革、体育・スポーツ施設が抱える今日的課題に対応していくためにも、専門的知識・経験を有する有資格者の知恵が益々重要となる。
- 「安全・安心で持続可能な体育・スポーツ施設づくり」を目指し、多くの資金投入がなくても、スポーツ施設に関する知識・経験を有する専門人材の知恵による改善が有効との思いで、第4期基本計画策定の際に考慮頂きたい内容を以下に掲げる。



3. 第4期スポーツ基本計画において期待すること

① スポーツ施設の管理運営に携わる人材の養成と適正配置

安全・安心で持続可能なスポーツ施設づくりには、施設というハード面だけではなく施設の維持・管理・運営に携わる人材の充実が不可欠。

スポーツ施設の維持・管理運営や今後とも求められる多様性への変革に迅速に対応するためには、施設特性に応じた専門的知識と経験を有する施設管理者が必要。

(公認水泳指導管理士、公認スポーツ施設管理士、公認スポーツ施設運営士 など)

現状では資格者配置の義務化は難しいとしても、資格取得や適性配置の推進に関する国としての推奨度合の強さが、人材の量的・質的向上に寄与する。



3. 第4期スポーツ基本計画において期待すること

② 学校体育施設の有効活用と安全管理

- ・学校体育施設は、公共スポーツ施設とともに地域のコミュニティ拠点として重要な位置づけとなっている。同時に既存ストックである学校体育施設は、地域住民のスポーツ活動を推進するための重要な資源である。
- ・学校部活動地域展開を踏まえ、学校体育施設の共同利用や利用拡大が一層求められる中、安全・安心なスポーツ施設として利活用するには、安全性を確保する仕組や効果的な活用策を企画する管理運営体制の構築が求められる。

② 学校体育施設の有効活用と安全管理

- ・指定管理者制度や業務委託等により外部の人材を活用して、施設全般の維持・管理運営に関する専門知識を有する施設管理者の配置とともに、施設の管理運営の責任体制の整備を行うことが重要である。
- ・専門的知識を有する施設管理者に学校体育施設の管理・運営部分を任せることにより、学校関係者の負担軽減につながり、教師の働き方改革にも寄与するとともに、児童・生徒等の安全確保も向上させることができる。
- ・学校体育施設関係者に対して施設や用器具の安全点検方法等に関する研修の場も必要と思われる。

③ スポーツ施設のユニバーサルデザイン・安全対策の推進

- ・スポーツ施設は、年齢、性別、障がいの有る無しに関わらず、日常的に全ての利用者にとって安全で快適な使いやすい施設を目指すことは、スポーツ権の実質化に向けて当然必要なことである。
- ・ハード面の改修には多額のコストを要する場合があるが、**有資格者の知識や経験に基づく知恵による工夫でも改善できるところから始めることが重要。**
- ・既に作成されているユニバーサルデザインに関するマニュアル等により、**低成本で改善可能な事例や運用で改善可能な事例等**を収集し、更なる改善に努める必要がある。

④ 安全・安心を担保する補償制度の普及・充実

・スポーツ施設における事故はスポーツ活動時のみとは限らず、スポーツ施設の管理不足に起因する事故もある。スポーツ施設の安全確保や最大限の事故防止策を講ずる必要があることは言うまでもないが、残念ながら事故をゼロにすることは困難である。そのため、[施設管理・運営上の不測の事態に備える対応策として、スポーツ施設に特化したファシリティーズ保険制度の普及・充実を図ることが重要である。](#)

⑤ 環境に配慮した持続可能な施設づくり

・今後、持続可能なスポーツ施設づくりとして地球環境の視点に立った施設づくりが求められる。例えば、ピッチからちぎれた人工芝が排水溝から河川に流れ込み海洋汚染につながることがないような施設管理办法や製品の開発、事故防止や地球環境面からも安全なスポーツ用器具の開発など、スポーツに関わる分野での持続可能なモノづくりと施設の安全基準づくりを官民挙げて取り組まなければならない。



■最後に

今後とも、本協会の目的を達成するための各種事業や取組が、わが国の体育・スポーツ施策の重要事項の一端を担うものと認識し、国、各都道府県施設協会や関係団体との連携・協力の下、わが国の体育・スポーツ施設環境の更なる向上を図り、「安全・安心で持続可能なスポーツ施設づくり」に向けて、取組を進めてまいります。

